

議案第 26 号

伊賀市支所設置条例の一部改正について

伊賀市支所設置条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 31 年 2 月 26 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市支所設置条例の一部を改正する条例

伊賀市支所設置条例（平成 16 年伊賀市条例第 11 号）の一部を次のとおり改正する。

別表阿山支所の項中「1128 番地」を「1128 番地 1」に改め、同表大山田支所の項中「652 番地 1」を「656 番地 1」に改める。

附 則

この条例は、平成 31 年 7 月 1 日から施行する。